

熊本県内水面漁場管理委員会

第365回議事録

令和7年（2025年）9月29日開催

第365回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和7年(2025年)9月29日(月) 午前10時00分から

開催場所 県庁行政棟本館 13階 展望会議室

出席者

(出席委員) 平岡政宏 堀川泰注 木下優喜 小松野太樹 西田博之 川口葉子 川端義美 福井春菜 神田みゆき 木原久美子

(水産振興課) 課長補佐 松尾竜生

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷篤嗣 主幹 堀田英一 主幹 宗達郎 技師 寺嶋卓海

審議

1 開会

2 議事

議題

第1号議案

熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について(照会)

第2号議案

うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

報告

(1) 中央省庁への令和8年度提案項目の検討及び全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における照会・協議事項について

3 閉会

事務局	<p>それでは定刻になりましたので、第365回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。</p> <p>委員会開催にあたり事務局から報告いたします。本日の委員出席者数は10名中10名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第5条の規定に基づき、本委員会が成立していることを報告いたします。</p> <p>議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第365回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を1部、漁業関係法令集を1部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは平岡会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>ただ今から第365回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。</p> <p>議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は西田委員と堀川委員をお願いいたします。</p> <p>また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、皆様のご協力をお願いします。</p> <p>それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。</p> <p>第1号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について」となっておりますが、水産振興課から次の第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」が、第1号議案と関連する議案であることから一括して説明したいとの申し出がっておりますので、第1号議案と第2号議案を一括しての説明としてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは、水産振興課から一括して説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課です。</p> <p>第1号議案及び第2号議案は県のウナギ稚魚漁業の許可に係ることとなりますので一括して説明をさせていただきます。</p> <p>着座にて説明させていただきます。</p> <p>まず、議案の説明に入ります前に、新たに委員になられた方もおられ</p>

ますので、日本のうなぎ養殖業及び本県におけるうなぎ稚魚漁業について、ご説明いたします。

まず、日本のうなぎ養殖業について御説明いたします。資料の1ページから23ページをご覧ください。水産庁が作成した「ウナギをめぐる状況と対策について」の資料を用いて説明いたします。資料の1ページをご覧ください。うなぎは河川や河口域で生活した後、日本から遠く離れたマリアナ海溝で産卵することがわかっていますが、依然としてその生態に不明な点が多い魚です。国内で流通するウナギは養殖されたものがほとんどで、熊本県のほか、鹿児島県や愛知県などで養殖が盛んに行われています。養殖は稚魚を育てるところから始めますが、種苗生産技術が確立していないため、図にあるように親潮に乗って日本沿岸に來遊する「ウナギの稚魚」いわゆる「しらすうなぎ」を採捕して養殖用の種苗として用いられてきました。

次に、6ページをご覧ください。しらすうなぎの池入れから出荷までの流れを紹介いたします。熊本県では、12月から4月にかけて河川や海面でしらすうなぎが採捕され、養殖が始まります。養殖場の池に入れるため、池入れと表現されていますが、池入れして半年から1年以上育成されたのち出荷されます。活きたまま出荷され、スーパーや飲食店を通じて皆様の食卓に並びます。

次に、全国におけるうなぎ稚魚漁業の許可について、御説明します。資料の14ページをご覧ください。しらすうなぎは、12月から翌年4月までの期間中、河川や海岸線において、網ですくう方法や小型の定置網で採捕されます。多くの魚類では、資源保護のため小型魚の採捕が禁止されており、ウナギも同様ですが、しらすうなぎは養殖のために不可欠であるため、都道府県知事が漁業を営むための許可を出し、採捕されています。都道府県知事は許可に当たり、自県の養殖業者数や地域ごとに年変動の大きいうなぎ稚魚の來遊時期、來遊量を勘案し、採捕期間や漁法、場所等を制限した上で許可しています。

次に、本県におけるうなぎ稚魚漁業許可の仕組みについて御説明いたします。

法令集の1枚目をご覧ください。中段上の枠囲みの許可取得者をご覧ください。県知事は、県内でうなぎ養殖を行う養鰻業者、業種別組合、供給契約を締結した個人に対して許可することとしています。

令和7年産のうなぎ稚魚を採捕する漁業許可は、ウナギ養殖を行う養鰻業者2者と業種別組合1者の3者に対し許可しています。許可取得者には指揮監督下にある漁業従事者がおり、この漁業従事者が期間中、定められた場所、方法でうなぎ稚魚を採捕します。採捕したうなぎ稚魚は許可者が指定する指定集荷人が集荷し、許可取得者に納められます。許可取得者は集めたうなぎ稚魚を自身の養殖や組合員であ

る養鰻業者への供給に用います。

許可取得者には、漁業従事者と指定集荷人に対して採捕量の把握や許可条件の遵守等について指揮・監督を義務付けています。

また、県は許可取得者に対し、期間中10日ごとに採捕数量の報告を義務付け、不適切な取引がないかを確認するとともに、水産庁へ報告することで水産庁は日本国内のシラスウナギ取引の監視を強化しています。

本県におけるうなぎ稚魚漁業許可の仕組みについては以上となります。

それでは、第1号議案の熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正についてご説明します。本県におけるうなぎ稚魚漁業許可については、本方針に基づき、許可することとなります。資料の25ページから32ページが許可取扱方針となります。今回の改正は、方針内の文言の整理、年号の修正や条数ずれを修正するもので、改正の詳細は、資料33ページから36ページの新旧対照表にて説明いたします。

まず、資料の34ページの右側をご覧ください。漁業を営む者の資格等について規定している第7条第2項第4号で「うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針又は」を削除することとしています。これは、うなぎ稚魚漁業が知事許可漁業に移行して3年目となることから、申請時過去2年以内に同方針に基づく特別採捕許可者が存在しないためです。

次に資料の35ページをご覧ください。漁具数の制限と漁業従事者数の制限について第11条及び第12条で規定しています。このうち、ただし書き以降のうなぎ稚魚漁業許可の実績総数並びに人数について、「令和6年産」を「令和6年産以降の」に修正します。

次に資料の36ページをご覧ください。放流用種苗の供給について第17条で規定していますが、条文の削除を行います。これは、令和5年12月1日より前は、うなぎ稚魚は増養殖用の種苗供給を目的とした採捕が、特別採捕許可に基づき可能でしたが、令和5年12月1日以降、改正漁業法により、知事許可漁業であるうなぎ稚魚漁業や特定水産動植物採捕許可に基づく採捕以外は、禁止されました。特定水産動植物採捕許可は、試験研究又は教育実習を目的とする採捕に限られたことから、従前の漁協による増殖用の種苗供給を目的とした採捕ができなくなったため、削除するものです。

次の第18条については、第17条の削除により生じる条数ずれに伴う修正となります。

次に、資料37ページをご覧ください。第2号議案のうなぎ稚魚漁業の制限措置の説明に移らせて頂きます。

熊本県漁業調整規則第11条と熊本県うなぎ稚魚漁業取扱方針第2条の規定により、漁業種類、操業区域、漁業時期などを内容とした制

限措置を定めることとなっています。また、同規則第11条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないと規定されており、今回、諮問するものです。

制限措置は、漁業種類、操業区域ごとに定める必要があり、海面におけるうなぎ稚魚漁業においては、たも網で抄うたも抄いと、定置網で採捕する提灯たぶについて諮問いたします。

なお、法令集の2枚目に、たも抄いと提灯たぶの漁具図を参考でお示していますので、適宜ご確認ください。

それでは、まず、たも抄いについて説明します。資料は38ページから42ページをご覧ください。今回、公示を予定している制限措置は11件です。漁業時期は、いずれも、38ページから41ページにあるとおり、12月1日から翌年4月30日までの100日以内としています。船舶を使用しない制限措置については、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数はそれぞれ1人となっています。船舶を足場として使用する場合は、船舶ごとに許可をする必要があり、許可すべき船舶の数を定めています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、41ページにあるとおり令和7年10月14日から令和7年10月31日までを予定しています。また、3の備考の2に許可の条件を示しています。なお、漁業を営む者の資格は、資料42ページに記載のとおりです。

次に、提灯たぶについてです。資料は43ページから46ページをご覧ください。今回公示を予定している制限措置は7件です。操業区域は資料に記載のとおりです。

次に許可すべき船舶の数についてですが、提灯たぶは船舶を使用する漁法であることから、船舶ごとに許可をする必要があり、許可すべき船舶の数は資料43ページから44ページに記載のとおりです。

また、資料45ページの3の備考の2に許可をするに当たって付す条件を示しています。

漁業時期については、資料45ページの別記1に記載の12月1日から翌年3月31日までの連続した100日以内としております。ただし、漁業権者との調整が整った場合においては、漁業時期の終了日を翌年4月1日から4月30日までの間に設定できることとしています。

漁業を営む者の資格については、資料46ページの別記の2のとおりです。

申請すべき期間は資料の44ページにお戻りいただき、たも抄いと同様、令和7年10月14日から令和7年10月31日までを予定しています。

なお、取扱方針及び制限措置ともに字数が多く、内容の変更を伴わ

	<p>ない軽微な修正につきましては、当課に御一任いただくことも併せて、御審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、水産振興課から説明がありました。委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。</p>
木原委員	<p>資料36ページについて、右側の旧の条文がすべて削除されるということでしょうか。</p>
水産振興課	<p>はい、そのとおりです。</p>
福井委員	<p>資料39ページのたも抄いについて、同じ操業区域で、1人だったり、3隻だったり記載があるが、何が異なるのでしょうか。</p>
水産振興課	<p>はい、水産振興課です。今ご指摘いただいた部分ですが、39ページが一番下のところで、なぜ3隻と記載しているのか、ということでしょうか。</p>
福井委員	<p>はい。</p>
水産振興課	<p>たも抄いについては、陸から抄う場合と固定して船を足場としてたも抄う操業形態がありますので、これを勘案したものになります。制限措置については、船を使用する場合としない場合で別に定める必要があります。</p>
議長	<p>これは船を使って獲るということなのか。</p>
水産振興課	<p>河川の中で、船を固定した状態で、その船上からたも網を使って抄うという、船を使って獲るというわけではありません。たも抄いの場合、ある業者と業種別組合にたも抄いという許可を一人だけ出しますので、その範囲で許可を出すことになります。それとは別に、船を使う場合は船ごとに許可を出す必要があるため、今回の場合であれば、3隻ごとに誰がたも抄いをするのかということで別に許可を与えなければならず、同じ場所ではありますが、1人と3隻という2種類の制限措置を公示する必要があります。</p>
神田委員	<p>同じ区域で1人であるが、3隻に何人乗り組むのですか。</p>

水産振興課	<p>陸から抄うものが1人、固定した船から抄うのが3隻との整理となります。許可者には採捕従事者が何名かいらっしゃるの、その何名かがその船を足場として、たも抄いをされます。</p> <p>船に対しては、採捕従事者が何名もいるので、1隻に対し何名かで採捕されています。</p>
川口委員	<p>1隻に対して何名まで乗り込むことができるというような規定はあるのでしょうか。</p>
水産振興課	<p>許可証は1つの船に1枚しか出せません。1隻に何人乗るかは許可者の裁量によるが、その船に対して採捕従事者が何名かいて、この従事者がたも抄いに従事することになります。なので、今回は3隻分だけ許可を出すということになります。</p>
議長	<p>許可者は1人ですが、その許可者には従事者が何名かいらっしゃって、採捕されるということで、なかなかイメージしづらいかもしれません。</p>
水産振興課	<p>許可は1人ではありますが、その許可者が複数の採捕従事者を雇うという形になりまして、実際獲られる方は多くいらっしゃいます。</p>
議長	<p>なかなか、分かりづらいかもしれませんが、他にありませんか。</p>
福井委員	<p>43ページの提灯たぶについても、同様の考え方で良いでしょうか。</p>
水産振興課	<p>同様の考え方で、大丈夫です。</p>
神田委員	<p>船の許可のほうがいっぱい捕れそうだが、10月14日から10月31日までの申請期間に、船舶等の数が公示の数を超えてしまった場合はどうなるのか。</p>
水産振興課	<p>制限措置を定めるにあたり、事前に例年の許可者に対し、要望調査を実施して、公示する数を決めているため、基本的には超えない形となっております。</p>
議長	<p>他に何か御意見はございませんか。</p>

委員	はい。
議長	無いようですので、お諮りいたします。第1号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について」は、「特に意見なし。」と回答してよろしいですか。
委員	はい。
議長	<p>それでは、第1号議案については、「特に意見なし」と回答します。</p> <p>引き続き、第2号議案についてお諮りいたします。第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。</p>
委員	はい。
議長	それでは、第2号議案については、「特に意見なし」と答申します。
議長	<p>引き続き、報告に移ります。</p> <p>報告の1「中央省庁への令和8年度提案項目の検討及び全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における照会・協議事項について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>報告の1、中央省庁への令和8年度提案項目の検討及び全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における照会・協議事項について着座にて説明させていただきます。</p> <p>内水面漁場管理委員会には、全国内水面漁場管理委員会連合会という全国組織があり、連合会は、東日本、中日本、西日本の3つのブロックに分けて協議会を行います。西日本ブロックは鳥取県を除く中国地方、四国及び九州の16県で構成され、熊本県はこちらに所属しています。</p> <p>資料47ページをご覧ください。今回、西日本ブロックの幹事県である佐賀県から、素案に係るアンケート調査、素案における項目の削徐又は表現の変更、素案に係る追加提案項目や意見、そして、西日本ブロック協議会内における照会・協議事項を10月9日までに提出するよう依頼がありました。</p> <p>議題の「中央省庁への令和8年度提案項目について」御説明い</p>

たします。

「中央省庁への提案」は、全国の内水面を取り巻く課題等を集約して項目ごとにまとめ、水産庁等の中央省庁に対し、課題解決に向けた提案を行うものです。令和8年度に実施する中央省庁への提案について、令和7年8月29日に開催された全国内水面漁場管理委員会連合会の第1回漁場管理対策検討会において素案が作成され、各ブロックで協議することとなっており、西日本ブロック幹事県から各県内水面漁場管理委員会に対し、素案についての意見や追加提案項目の有無を求められました。

連合会事務局で作成された素案につきましては、資料48ページから56ページに掲載しています。令和7年度提案書に対し、令和8年度は文言と時点修正となっています。

具体の修正箇所について説明いたします。

48ページをご覧ください。提案書の前書きとなります。左側が令和7年度の提案書の内容となっています。内水面漁業は、水産物の供給機能のほか、自然環境の保全、地域社会の維持、自然体験活動等の場の提供等といった多面的機能を有しており、これらの機能が将来にわたって適切に発揮されることが国民生活を豊かにする上で重要です。内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。当連合会では、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和7年5月30日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。

つきましては、これら提案の実現に向けて、格別のご検討とその対応を賜りたくお願い申し上げます。この度の提案では、重点的に検討いただく項目を重点項目として整理しています。

なお、提案の大項目の記載順は、優先順位を示すものではありません。こちらの令和7年度の提案項目の前書きに対して、右側が令和8年度の素案になります。2段落目、3段落目に文言修正、3段落目の通常総会の開催日を修正予定です。

次に49ページをご覧ください。提案項目番号Iの外来魚対策についてです。

令和7年度の提案項目の趣旨としましては、平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限さ

れ、平成25年6月の改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。

また、魚類の特定外来生物は、令和6年7月1日までにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。

さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、令和5年度においても共同漁業権911件中453件で外来生物による漁業被害が発生しており、漁業被害をもたらす新たな外来生物（特定外来生物に指定されていない外来生物）の侵入も報告されています。このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。つきましては、下記の事項について提案いたしますということで、下記の3項目を提案しております。

令和8年度の素案については、4段落目の令和5年度を令和6年度に、また、今後実施予定の漁協へのアンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数の修正を行う予定です。

次に、資料50ページをご覧ください。項目番号Ⅱの鳥類による食害対策についても、令和7年度の提案書の趣旨では、平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は益々深刻な問題となっています。さらに、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和6年度の調査では共同漁業権906件中544件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっています。このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。つきましては、下記の事項について提案いたしますということで、下記3項目を提案します。

こちらにつきましても、先ほど同様に年度の修正とアンケート結果に基づく修正を予定しています。

次に、資料51ページの魚病対策についてです。令和7年度の提案書の趣旨としましては、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定（令和2年12月最終改正）され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が図られました。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年に国内で初めて確認されたエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されているなど、予断を許さない状況が続いています。同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場で漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖及び流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。つきましては、下記の事項について提案いたします。

これにつきましては、令和8年度の提案の素案は令和7年度の提案と同文となっております。

続きまして資料の52ページをご覧ください。Ⅳ河川湖沼環境の保全及び啓発について、令和7年度の提案書の趣旨としましては、平成9年の河川法改正で、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、令和3年6月に森林・林業基本計画が、令和4年3月に水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されています。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法改正で、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されています。河川湖沼環

境の保全については、当連合会がこれまで行ってきた提案内容であり、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、今後、関連施策と連携した推進が必要となります。つきましては、下記の事項について提案いたします。

これについては、令和8年度の素案は令和7年度と同文となっております。

次に資料の54ページをご覧ください。Vの放射性物質による汚染対策について、令和7年度の提案書の趣旨としましては、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故による放射性物質の拡散が、10年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。淡水魚で基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

これについては、令和8年度の素案は令和7年度の提案書と同文となっています。

続きまして、資料55ページは項目番号VIのウナギの資源回復について、令和7年度の提案書の趣旨としましては、内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されています。ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。このような中、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、令和2年12月の漁業法改正により、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされたほか、うなぎ養殖業管理団体により全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面

漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。

内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功し、生産技術は着実に進んでいますが、未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

これについては、5段落目「内水面漁業協同組合が」の位置を変え、6段落目の文言を一部修正する予定です。

続きまして、資料56ページの項目番号Ⅶの内水面漁場管理委員会制度の堅持について、令和7年度の提案書の趣旨としましては、内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。

また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっております。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

これについては同文のままを予定しています。

なお、資料57ページから66ページまでは、本年度実施されました提案活動に対する省庁からの回答を参考として添付しております。

委員の皆様におかれましては、提案項目素案に対する項目の削

	<p>除や表現の変更が必要な場合は、別途配付している別紙様式 1 を、追加提案項目や意見のある場合は、別紙様式 2 を 10 月 6 日 月曜日までに事務局までご提出ください。</p> <p>なお、西日本ブロック協議会内における照会・協議事項等について何かございましたら、別紙様式 3 にご記入の上、併せてご提出ください。</p> <p>委員の皆様からいただきましたご意見と内水面漁業協同組合に対するアンケート調査結果につきましては、事務局で取りまとめ、平岡会長にご確認いただいたうえで幹事県に回答することをご了承ください。</p> <p>最後に、令和 8 年度提案項目について今後のスケジュールを説明します。</p> <p>各県から提出されました提案項目素案への修正意見やアンケート回答を踏まえ、11 月 11、12 日に佐賀県で開催される西日本ブロック協議会で、ブロックとしての意見を集約・決定し、連合会へ報告します。連合会は令和 8 年 3 月予定の漁場管理対策検討会で提案書案を策定し、同日の役員会で通常総会への議案提出を決定します。通常総会は例年 5 月に開催されますので、提案行動は令和 8 年 6 月又は 7 月頃に実施する予定です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから御意見、御質問はございませんか。盛りだくさんですが。</p>
木原委員	<p>資料の 49 ページについて、共同漁業権における外来魚による被害状況について、前年度の記載はありますが、前々年度、その前の年度は記載しないのでしょうか。というのも、この部分の趣旨としては、共同漁業権の半数以上の被害があっているというのをより強く表現したいものと理解しておりますが、例えば、前年度は 50% 以上でした、前々年度は 50% でした、というような表現にした方が伝わるのではないかと。</p>
事務局	<p>令和 5 年度の状況をお伝えしますと、共同漁業権 938 件中 418 件で被害があっているという状況です。令和 4 年度は、940 件中 446 件で被害があっているため、例年約半数程度にそうした被害が続いているという状況です。</p>
木原委員	<p>49 ページの 6 行目には、令和 5 年度においても共同漁業権 911 件中 453 件で外来生物による被害が発生していると記載が</p>

事務局	<p>ありますが。</p> <p>49ページの4段落目からの911件中453件のことをご指摘いただいているのですね。</p>
木原委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。過去の被害も主張したらどうかとのご意見であり、回答に反映したいと思います。</p> <p>数値については、幹事県へ確認の上、正確な数字を使用したいと考えております。</p>
木原委員	<p>資料の52ページになりますが、集中豪雨という文言がありますが、重点項目にあげているならば、線状降水帯という具体的な災害の文言にしたほうが、より一層漁業者への支援等につながるのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>線状降水帯という文言を追加してはどうかということですね。</p>
事務局	<p>ご意見につきましては、検討して取りまとめさせていただきたいと思います。</p>
神田委員	<p>資料52ページの令和7年度要望の重点（3→1）は削除がいるのではないのでしょうか。</p> <p>素朴な疑問として、毎年同じ要望をしているのではないのでしょうか。関係省庁からの回答を受けて表現等、変えているのでしょうか。</p>
木原委員	<p>提案に対して、対策をしていることと思いますが、すぐに結果が出るとも限りませんので、忘れないように継続して提案を行うことが重要ではないかと思っております。繰り返しも重要であると思います。</p>
神田委員	<p>ほぼ同文であったので疑問に思ったところです。</p> <p>教師であった立場から申し上げますと教育も重要であると思います。熊本は、江津湖学習で外来魚を学ぶ機会がありますが、江津湖の近くではない学校では学ぶ機会がないと思います。熊本は小学校5年生の全員が必ず水俣へ環境学習に行くという、特色ある環境教育があります。そのような事例もあるのでもっと教育関係</p>

事務局	<p>などと連携していくことが重要と思います。</p> <p>1点目の重点の（3→1）は、ご指摘を踏まえ削除したいと思います。</p> <p>2点目の繰り返しの提案ではないかのご指摘ですが、何らかの情勢の変化、環境変化あるいは法令等の変化からの様々な情勢変化に基づいてこうした提案書の見直し等をさせていただく場面があります。他方、ご指摘ありましたとおりの文言を1回2回要望させていただいたところで、国に対して反応が得られるものばかりではありませんので、粘り強く実績づくりという観点もありますので、文言として整理させていただければと思います。何かありましたら追って文言等お知らせいただけますとありがたいです。</p> <p>3点目の教育の面につきましては、委員のご指摘のとおり江津湖ではブルーギルやブラックバス等の外来魚等様々出ているところで、環境面からのアプローチについて熊本市以外の方々については関心がない部分もあるかもしれません。一方で農業用のため池等でもブルーギル等が生息しているようなことも言われているところでありますので、環境に対する意識を教育の現場で伝えていくことは大事であると思いますので、その部分につきましては文言等書き足りない部分がありましたらご指摘いただけますとありがたいです。</p> <p>資料の53ページに多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくためにというところの2段落目のところ、特に児童生徒に対して上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて河川湖沼の管理者等に対し関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するように働きかけることという旨を記載させていただいておりますので、何か過不足等ございましたらご指摘いただければと思います。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>無いようですので、報告の1「中央省庁への令和8年度提案項目の検討及び全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における照会・協議事項について」を終わります。</p> <p>項目が盛りだくさんで、この場でいきなりの議論は難しい点もあったと思います。今年から委員になられた方もおり、事前に資料を配付するなど、事務局で丁寧な説明になるよう工夫してほしいと思います。</p> <p>本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから他に</p>

<p>福井委員</p>	<p>何かございませんか。</p> <p>うなぎ稚魚漁業について、資料の28ページの漁具数と漁業従事者数の制限について、漁具数の制限であれば、採捕数量5キログラムごとに1統の割合で算出される漁具数とありますが、1統ごとの漁獲量はわかれば教えてください。</p>
<p>水産振興課</p>	<p>資料28ページの漁具数については、あくまで漁具数の上限を制限するため5キログラムという値を使用しているものです。実際の1統当たりの漁獲量を制限するものではありません。ただし書き以降にあるとおり、過年度に許可した実績までは認めると規定しているところです。1統ごとの漁獲量について把握はできておりませんが、全体の漁獲量は報告をいただいております。</p>
<p>福井委員</p>	<p>密漁者への対策はどのようになっていますか。</p>
<p>水産振興課</p>	<p>漁業関係法令集に、許可の仕組みを示しております。この中で許可受有者が指揮監督する中で、複数名いる漁業従事者の法令の順守や採捕数量の把握、条件の順守等がしっかりできているか許可受有者がグリップしていただくという仕組みとなっております。これ以外の密漁者については、熊本県でいえば県の漁業取締事務所が巡回しているところです。また、併せて海上保安部にもご協力いただいて、連携して取締等を実施しているところです。</p>
<p>福井委員</p>	<p>採捕したうなぎ稚魚は従事者が採捕したものなのか、密漁者が採捕したものなのかどのように把握するのでしょうか。</p>
<p>木下委員</p>	<p>水産流通適正化法を説明すればよいのでは。</p>
<p>水産振興課</p>	<p>水産流通適正化法が改正され、今年12月1日からシラスウナギも対象となって届出制が導入されます。これについては、許可受有者である3者が届出し、その後、国が番号を発行します。届出者は採捕従事者が採捕したシラスに番号を付け、その番号を流通業者に伝えて個別に識別して管理することで、違法に採捕されたシラスウナギが入らないような仕組みとなっております。また、養鰻漁協は、デンソーが開発したシステムの導入を検討されており、採捕従事者から流通事業者への情報伝達が円滑にすすむようなシステムの導入を予定されているところです。</p>

議長	他にありませんか。
委員	ありません。
議長	事務局から何かありませんか。
事務局	<p>事務連絡が1件ございます。</p> <p>本日配付の資料とは別紙で1枚配付しております、全国内水面漁場管理委員会連合会事務局主催の研修会が10月10日（金）の午後1時30分から開催されます。本研修会は、対面とWEBのハイブリット開催で本県は全員WEB参加を予定しています。</p> <p>県庁で参加予定の皆様におかれましては、会場が事前に連絡した場所から県庁行政棟本館11階の1101会議室に変更となりましたのでご注意ください。</p> <p>なお、個別に参加予定の皆様におかれましては、事務局にURLが届きましたらメールにてお知らせいたします。</p> <p>また、研修会資料につきましては、提供され次第、メールにてお知らせいたします。県庁会場には印刷物をご用意する予定です。</p> <p>事務局から事務連絡は以上となります。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>無いようですので、これをもちまして第365回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様お疲れ様でした。</p>